

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「法とすべての活動の垣根をなくす」をパーパスとし、法律とIT技術を組み合わせた「リーガルテック」によって、法律の専門家はもちろん企業や個人も、本来やるべき業務に専念することができ、それが世の中の発展に貢献することを目指しております。そのため、長期的かつ継続的な事業の成長を通じて企業価値向上を実現し、株主、顧客、従業員をはじめとした利害関係者の利益と社会貢献に寄与し信頼を得ていくことを目標としてまいります。コーポレート・ガバナンスは、当社がこうした社会からの信頼を得るためには必要不可欠なものであり、重要な経営課題として積極的に取り組んでおり、今後もコーポレート・ガバナンスの更なる充実に努めてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山本 俊	894,843	20.88
DBJキャピタル投資事業有限責任組合無限責任組合員 DBJキャピタル株式会社	573,987	13.39
SALESFORCE VENTURES LLC.	257,400	6.01
MS・HAYATE1号投資事業有限責任組合無限責任組合員 ハヤテインベストメント株式会社	202,842	4.73
株式会社シグマクシス・インベストメント	193,610	4.52
INNOVATION HAYATE V Capital 投資事業有限責任組合	145,124	3.39
BREW株式会社	86,394	2.02
TIS株式会社	64,350	1.50
フリー株式会社	64,350	1.50
TSV1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社テラスカイベンチャーズ	64,350	1.50

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

### 補足説明

大株主の状況は、上場に際して行った公募・売出しの状況を把握可能な範囲で反映したのとなっており、当該公募・売出しによって株式を取得した株主の状況は反映しておりません。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

現状コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情は認識しておりません。

### 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

#### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
菅原 貴与志	弁護士											

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菅原 貴与志			菅原貴与志氏を社外取締役とした理由は、弁護士資格を有し、弁護士としての会社法や金商法の知見と経験を踏まえ、当社の事業戦略やガバナンス等に係る法的整理への意見具申及び事業会社での上席執行役員・法務部長を務めた経験等、事業会社における長期に及ぶ豊富な経験等を活かし、経営全般及び企業投資に関する助言・提言を期待できるものとして社外取締役として選任しております。 また、同氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目のような特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏は独立性を有する者と考え、当社独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

## 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会								
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	5	1	1	0	3	その他

## 補足説明

取締役の報酬に関して、恣意性等を避けるとともに優秀な人材の獲得のための適正な報酬水準の確保のため、任意に設置した報酬委員会で、市場水準・役職等を考慮して月額報酬レンジを決定し、同内容を取締役会にて決議しております。決議された取締役の報酬レンジ内にて、代表取締役社長が具体的に決定しております。一意に決定するような具体的な算定式は存在していません。

また監査役の報酬は、監査役会にて市場水準・役職等考慮し協議の上、決定しております。

なお、任意の報酬委員会の構成は、委員長を常勤監査役 水野智仁氏とし、代表取締役社長 山本俊氏、社外取締役 菅原貴与志氏、社外監査役 酒井貴徳氏、同 磯村奈穂氏の5名で構成されております。

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査担当は、相互の監査計画の交換並びにその説明、報告、当社固有の問題点の情報共有、内部統制への対応状況の共有(三様監査会議/四半期ごと)を連携して行い、監査の質的向上を図っております。具体的には、各々の監査の結果等について意見交換を行い、会計監査で指摘された事項をさらに深掘するために内部監査項目として追加するなど、効果的かつ効率的な監査に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
水野 智仁	公認会計士													
酒井 貴徳	弁護士													
磯村 奈穂	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水野 智仁			社外監査役水野智仁氏は、公認会計士の資格を有しており、大手監査法人における会計・監査に関する幅広い見識、経験を活かして当社経営に対し監査・監督の観点はもとより意見具申を期待できるものとして、社外監査役(常勤)として選任しております。また、同氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目のような特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏は独立性を有する者と考え、当社独立役員として指定しております。

酒井 貴徳		<p>社外監査役酒井貴徳氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士としての知見と経験を踏まえ、当社の事業戦略やガバナンス等に係る法的整理への意見具申及び、他社での社外監査役経験を活かし、経営全般及び企業投資に関する助言・提言を期待できるものとして社外監査役として選任しております。</p> <p>また、同氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目のような特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏は独立性を有する者と考え、当社独立役員として指定しております。</p>
磯村 奈穂		<p>社外監査役磯村 奈穂氏は、公認会計士の資格を有しており、会計・監査に関する幅広い見識を活かして当社経営に対し監査・監督の観点のもとより、多様性も含めた有意義な意見具申を期待できるものとしております。また他社での社外監査役経験を活かし、経営全般及び企業投資に関する助言・提言を期待できるものとして社外監査役として選任しております。</p> <p>また、同氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目のような特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏は独立性を有する者と考え、当社独立役員として指定しております。</p>

#### 【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項
---------------

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

#### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明
--------------

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、その他
-----------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明
--------------

当社の取締役(社外取締役除く)及び従業員に対し、当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。社外取締役、社外監査役に対しては、企業の経営に対する責任をより感じ、経営陣の監視・評価をより積極的に行うよう促すことを目的として、ストックオプションを付与しております。また弁護士、司法書士、税理士、公認会計士、行政書士、土地家屋調査士に対し当社サービス拡充に向け、法的観点からの検証や助言を得るなど当社事業の拡大に寄与する専門性の高い協力者にストックオプションを付与しております。

#### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

## 該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬に関しては、任意に設置した報酬委員会で、市場水準・役職等を考慮して月額報酬レンジを決定し、同内容を取締役会にて決議しております。具体的には役職における責任範囲、企業価値向上への貢献、世間一般の役員報酬の動向等を総合的に勘案し決定することとしており、決議された取締役の報酬レンジ内にて、代表取締役社長が具体的に決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは経営企画部が実施しております。取締役会資料は、経営企画部より事前に配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、社外監査役については、常勤監査役が直接情報共有を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、日常的に業務を監査する役割として内部監査担当を設置しております。また、リスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催しており、全社でリスク管理体制の推進を図っております。

(取締役会)

取締役会は、6名の取締役(社外取締役1名)で構成され、毎月1回の定時取締役会を開催しております。取締役会は重要な事項はすべて付議し、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討いたします。迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、随時取締役会を開催し、十分な議論のうえで経営上の意思決定を行います。なお、取締役会には監査役も全員出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適切な牽制機能を果たしております。

(監査役会)

当社の監査役会は、監査役3名(うち常勤監査役1名)で構成されており、常勤監査役である水野智仁を議長と定めております。監査役会は、原則として毎月1回の定期開催と、必要に応じて随時機動的に開催しております。監査役は取締役会に出席し意見を述べるほか、監査計画に基づき重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。また、内部監査室及び会計監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるよう努めております。

(経営会議)

会社の業務遂行に関する重要事項について、取締役会の他に日常的な経営課題の審議の場として、常勤取締役、常勤監査役及び部長により構成する経営会議を原則として週1回開催しております。ここでは、情報の共有化を図ると共に業務執行上の重要な事項を審議し、方針を決定しております。

なお、経営会議は、常勤取締役、常勤監査役及び部長を構成員としておりますが、非常勤取締役や非常勤監査役も必要に応じ出席して、適宜意見を述べることで、経営に関する適切な牽制機能を果たしております。

(会計監査人)

当社はみおぎ有限責任監査法人を会計監査人に選任しております。同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社との間には特別の利害関係はありません。会計監査にあたっては、経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、監査役会及び内部監査室と連携し、会計監査の実効性を高めるよう努めております。

(内部監査)

当社の内部監査は、代表取締役直轄で、内部監査担当2名を配置しております。内部監査は内部監査規程及び代表取締役の承認を得た年次の内部監査計画に基づき、各部門の業務が当社の定める社内規程等に従って行われているか、コンプライアンスが遵守されているかなどについて、定期的に内部監査を行っております。内部監査責任者は、これらの結果について、代表取締役へ報告するとともに、監査対象となった各部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認しております。また、内部監査責任者と監査役、会計監査人が監査を効果的かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っております。

(リスク・コンプライアンス委員会)

当社が一体となってリスクマネジメントを行うため、各部門において、その有するリスクの洗い出しを行い、リスクの未然防止に取り組むとともに、リスクが発生した場合に適時適切な対応を可能とするよう、コンプライアンス規程及びリスク管理規程を作成し、当該規程にのっとりリスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えており、業務執行や経営方針の決定に対し、取締役会による監督と監査役による適法性監査の二重チェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を採用しております。また、

取締役および監査役は、社外役員を選任することにより、当社の経営において客観的かつ中立的な立場から経営について意見を述べ、経営に対する牽制を利かせることで実効性の確保を図っております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様への十分な検討期間を確保するため、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様へ出席いただくため、集中日を避けた開催となるように努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえて、より株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家や海外投資家の株主構成等の推移を踏まえ、より株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	機関投資家や海外投資家の株主構成等の推移を踏まえて、より株主の利便性も考慮し、必要に応じて検討してまいります。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	現在のところ作成・公表していませんが株主・投資家皆様に対する透明性・公平性・継続性を基本にした情報提供に努めており当社HPへの掲載を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家のニーズに鑑みて今後検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に決算説明会を開催する方針です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	上場後の株主構成に占める海外投資家の比率の推移を検証し、必要に応じて海外投資家向けの説明会の開催を検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料を当社ホームページに掲載します。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役 板倉侑輝が管掌する経営企画部をIR担当部署とし、同氏を責任者として設置しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は「法とすべての活動の垣根をなくす」をパーパスとし、法律とIT技術を組み合わせた「リーガルテック」によって、法律の専門家はもちろん企業や個人も、本来やるべき業務に専念することができ、世の中の発展に貢献することを目的としております。当社はステークホルダーからの高い信頼を得るために、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけており、株主、投資家等を始めとする全てのステークホルダーに対して、企業価値評価や投資判断に資する情報を正確かつ、公平、適時に開示することをIRの基本方針としております。

環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき課題として認識しております。持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、様々なステークホルダーの利益を尊重するとともに、当社の事業活動の全てのプロセスにおいて、環境および社会の持続可能性に適切に配慮し、積極的に取り組んでいく方針です。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催することに加え、個人投資家向け説明会の実施や国内外の機関投資家へのIR訪問を計画しております。さらに、当社のホームページ内にIR専門サイトを開設し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆さまに対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンスを徹底し、リスクを管理しながら業務を適正かつ効率的に遂行するとともに、財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定める。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 当社は、法令・定款の遵守はもとより社会規範を尊重し、公正で適切な経営を目指し、当社のパーパスと定款・各種社内規程を定めるとともに、全社に周知・徹底する。
  - (b) コンプライアンス規程及びマニュアルを制定し、リスク・コンプライアンス委員会においてコンプライアンス推進に関する審議を行うとともに、コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
  - (c) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応するとともに、通報者に不利益が無いことを確保するものとする。
  - (d) 当社は、健全な会社経営のため反社会的勢力との一切の関係を遮断し、また不当な要求はいかなる場合もこれを拒絶する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (a) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、適切に保存及び管理を行う。
  - (b) 取締役及び監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理する体制を構築する。
  - (b) 経営会議において、定期的にリスク管理について審議し、事業活動における各種リスクの防止及び損失の最小化を図る。
  - (c) 緊急事態発生時には、臨時経営会議を開催して情報の収集を行い、社内外への適切な情報伝達を含め、当該緊急事態に対して適切かつ迅速に対処するとともに、取締役会に報告するものとする。
4. 取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - (b) その他経営に関する重要事項を協議または決議する機関として経営会議を設置する。
  - (c) 取締役会は、中期経営計画を決議し、管理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
  - (d) 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
  - (e) 内部監査責任者は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (a) 監査役の求めに応じて、当社の使用人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
  - (b) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとする。
  - (c) 当該使用人の人事異動については、監査役の同意を得るものとする。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (a) 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
  - (b) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとし、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
  - (c) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに管理部及び担当役員に報告し、管理部は監査役に報告する。
7. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (a) 監査役は、代表取締役と随時意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
  - (b) 監査役は、会計監査人及び内部監査責任者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
  - (c) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
  - (d) 監査役は、職務の執行について生ずる費用について、監査役からその前払又は償還を求められたときには、職務の執行に必要なものと認められる場合を除き、当社は滞りなくこれに応じることとする。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断・排除するとともに、不当な要求を断固として拒否することを基本方針とする「反社会的勢力対策規程」を定めております。反社会的勢力排除の主管部門は管理部と定め、管理部の長をその責任者としており、管理部の長は、平時より警察等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力に関する情報収集とその管理を行っております。また、「反社会的勢力排除対応マニュアル」において、反社会的勢力との関係を遮断・排除するための調査方法、反社会的勢力が接触してきた場合の対応方法等を定めている他、反社会的勢力排除に関する従業員への教育訓練も実施しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

